

甲府市農業委員会 3 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 3 月 28 日 (金) 午後 2 時 00 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員 (17 名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	4 番 宮川 俊一	5 番 輿水 辰次
6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭	10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実	16 番 菊島 建		

4. 欠席委員 (1 名)

3 番 土屋 三千雄

5. 欠員 (1 名)

9 番 亀井 智

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	山本 伸二
農地係 係 長	長澤 和利
係 長	中村 勝
振興係 係 長	窪田 光洋
主 任	田中 道仁

7. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について
議案第 6 号	令和 7 年度甲府市農業委員会活動基本目標について
議案第 7 号	令和 7 年度甲府市農業委員会年間事業計画について
議案第 8 号	令和 7 年度最適化活動の目標について

報告案件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第3号	農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号	耕作土搬入届出について
報告第5号	農用地利用集積契約の解約について
報告第6号	農用地利用集積等促進計画の解約について
報告第7号	令和7年度農業委員会定例総会・農地調査日程について

午後2時00分 開会

○事務局（長澤係長）

冒頭、3月19日、農業委員の亀井智様がお亡くなりになりました。ここに、亀井委員のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷を捧げたいと存じます。皆様ご起立をお願いいたします。

《 黙 祷 》

ご着席ください。

本日の総会は、委員定数19名中、欠員1名、17名のご出席を頂いておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、会議を整理することとなっております。柿嶋会長よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会3月定例総会を「農業委員会等に関する法律」、並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」により、会議を進めて参ります。

ここで、報告事項を申し上げます。

事務局から、追加議案提出について通知がありました。

提出議案は、「議案第9号」でありますので、朗読を省略いたします。

それでは、最初に3月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、今回は、7番の小松芳彦委員と、8番の越石和昭委員のお2人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局と打合せをしたところ、過日送付した案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第1号「農地法第3条による許可申請」について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地係の中村です。よろしく願いいたします。

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が1件、贈与が1件の合計2件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1ご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっております。

譲受け人は、現在○○才で、以前に○○の○○を務められ、○○も歴任された方です。現在は、申請地近くの農地○○㎡で、○○や、○○を行っております。申請地は、今まで○○で耕作しておりましたが、土地所有者が農地の○○を検討していたこと、また併せて、譲受け人も○○と一緒に○○をしており、○○を検討していたことから、申請地を取得したいとのこととあります。

申請地では、○○と○○の栽培を行う予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は見づらくて申し訳ありませんが、2枚になり、2ページの3条NO.2と、3ページの3条NO.2を両方ご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は2枚の地図のように5筆になります。

譲渡し人と譲受け人は、○○であり、譲受け人は、○○にあたります。

譲受け人は現在○○才で、○○であります。今まで、○○が所有する農地約○○㎡で、○○と一緒に耕作しておりましたが、○○が○○のため耕作することがだんだん困難になってきたことから、申請地を○○から贈与により譲受け、農業経営を引き継ぎたいとのこととあります。

申請地では、○○を栽培する予定であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第1号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については決定し、許可書の交付をまいります。

続きまして、議案第2号「農地法第4条による許可申請」について、審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願ひいたします。

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地転用するものであります。今月は、1件であります。

議案書2ページの1番、地図は4ページの4条NO. 1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は個人住宅であります。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

申請人は、現在、申請地から〇へ約〇〇m離れたところに住んでおり、〇〇の〇〇に伴い、〇〇を検討しておりましたが、〇〇が〇〇なため、〇〇のすぐ近くに住みたいと考え、〇〇の〇〇に〇〇する自身所有の農地に〇〇を〇〇したいとのこととあります。転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第2号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第2号「農地法第4条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第2号については決定し、許可書の交付をまいります。

続きまして、議案第3号「農地法第5条による許可申請」について、審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願ひいたします。

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、4件ございます。

議案書3ページの1番、地図は、5ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇の〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、申請地に隣接する〇〇であり、申請地〇〇の〇〇や〇〇を〇〇している〇〇であります。今回、譲渡し人である〇〇が、申請地を〇〇に〇〇したいとこのことから、申請地を〇〇により譲受け、〇〇などを〇〇するための〇〇を〇〇したいとこのことであります。

転用後は、〇〇㎡の〇〇を〇〇する予定であります。

続きまして、議案書2番、地図は、6ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、〇〇で〇〇を経営しており、〇〇や〇〇なども行っている〇〇であり、最近では、〇〇に伴う、〇〇など、〇〇を中心に〇〇を行っております。

〇〇と併せて、〇〇の〇〇により、〇〇を〇〇するなど、現在の〇〇では手狭なため、新たな〇〇が〇〇になったことから、申請地を取得し、〇〇に転用したいとこのことであります。

転用後は、〇〇し、〇〇に必要な、〇〇を置く予定であります。

続きまして、議案書3番、地図は、7ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、個人住宅でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

貸し人と借り人は、〇〇であり、借り人は〇〇でございます。

〇〇は、現在、〇〇に住んでおりますが、〇〇の〇〇に伴い、現在の〇〇が〇〇となったことから、〇〇が〇〇する申請地を〇〇して、〇〇を〇〇したいとこのことあります。

転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。

続きまして、議案書4番、地図は、8ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡し人、譲受け人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受け人は、申請地の〇〇で〇〇を〇〇している〇〇の〇〇であります。〇〇の〇〇に伴い、申請地の〇〇に隣接している〇〇だけでは〇〇となったことから、申請地を取得し、〇〇が〇〇する〇〇に〇〇として〇〇したいとのことであります。

〇〇には、〇〇や〇〇を〇〇予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第3号について、事前にご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第3号「農地法第5条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第3号のうち、1,000㎡以上の案件については許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は、1,000㎡未満ですので、許可書の交付をしてまいります。

続きまして、報告事項、「報告第1号」から「報告第4号」について、一括して事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の説明をいたします。

4ページから8ページまでは、2月10日から3月7日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法第4条、及び5条の届出、また、耕作土搬入届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「報告第4号」につきましては、報告事項ですので、ご了承を

お願いいたします。

引き続き、「議案第4号」農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について、「議案第5号」農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、並びに「報告第5号」農用地利用集積計画の解約について、「報告第6号」農用地利用集積等促進計画の解約については、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

振興係の窪田です。よろしく申し上げます。

議案第4号は、貸し手から農地中間管理機構へ農地中間管理権を設定するための農用地利用集積計画について、議案第5号は、農地中間管理機構に集積された農用地を耕作者に転貸するための農用地利用集積等促進計画について、となっております。

それでは議案第4号の説明をいたします。

農地中間管理事業を利用する案件は、再設定1件の申し出がありました。

議案書9ページの表は、新規設定です。

新規設定の申し出はありませんでした。

中段の表、令和7年度の目標面積118,100㎡に対し、設定面積は0㎡、達成率は0%です。

続いて10ページの表は、再設定です。

〇〇地区からの申し出があり、合計面積は〇〇㎡です。

中段の表、令和7年度の目標面積271,300㎡に対し、設定面積は895㎡、達成率は0.3%です。

11ページ1番は再設定です。

補足説明が必要となる、所有権移転、新規就農者、法人の新規参入の案件はありません。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書13ページから15ページをご覧ください。

今月は6件の解約となります。1番から5番が旧農業経営基盤強化促進法による貸借の解約で、6番が農地中間管理事業による貸借の解約です。解約の内容、理由は、記載のとおりです。解約の届けが提出されましたので報告いたします。

続いて農地中間管理機構から耕作者へ転貸されている農用地利用等促進計画の解約の報告です。議案書16ページをご覧ください。今月は1件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

こちらも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見無し 》

ご意見等ないようですので、採決をいたします。

「議案第4号」農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について、及び「議案第5号」農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございます。

賛成多数ですので、「議案第4号」及び「議案第5号」につきましては、決定して参ります。

なお、「報告第5号」及び「報告第6号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第6号「令和7年度甲府市農業委員会活動基本目標」議案第7号「令和7年度甲府市農業委員会年間事業計画」並びに報告第7号「令和7年度定例総会日程、農地調査日程」につきまして、一括審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（長澤係長）

それでは、ご説明申し上げます。別冊の1ページをご覧ください。

議案第6号「令和7年度 甲府市農業委員会活動基本目標」について、であります。この活動目標については、事務局において作成しました案を、執行部会議・運営委員会において、ご意見等を伺う中、加除・修正を加えた、原案を本日の定例総会に提出しております。

なお、本日は、この総会の後「ヤマトダマの実証結果報告」もごございますことから、内容につきましては、要点を絞って説明をさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

まず、前文からでございますが、依然として農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化や後継者不足により、一層厳しさを増す中、「人と農地」を将来にわたり確保し、将来、「誰がどのように地域農業を守っていくのか」については、喫緊の課題となっております。このため、国は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正し、各市町村等においては「地域計画の策定」が法定化される中、本農業委員会においても、農地利用の姿を明確にするため、市内農業者に対し、意向調査を行い、目標地区の素案を完成させ、昨年12月末に甲府市農政課へ引き渡しを行ったところでございます。

なお、今年度策定しました「地域計画」につきましては、これがゴールではなく、

随時、ブラッシュアップを行い、実現に向けた取り組みを継続して行っていくものがございます。

また、農地の貸し借りにおきましては、経過措置が終わる、来月4月より、農地中間管理事業に完全一本化される中、農業委員会では、より一層の農地の利用集積・集約化、遊休農地等の発生防止・解消、新規農業参入を促進してまいります。

そこで、令和7年度におきましては、5つの大きな活動基本目標を掲げ、取り組んでいくことといたします。内容につきましては、今年度とほぼ同様でございますが、1「農地法等の所掌事務の適正な執行」といたしまして、農地法等に基づく許可及び法定調査を公正、かつ適正に行っていく内容でございます。2つ目の「農地等の利用の最適化の推進について」であります。1)の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、農地等の利用の最適化の推進を図っていくことといたします。また、裏面、2ページの(4)になりますが、今回新たに情報発信の観点から「e-MAFF農地ナビ」を活用して、遊休農地以外の農地所有者の利用意向情報についても提供できるよう検討してまいります。

次の3の、「多様な担い手や新規就農者の育成支援の強化と定着支援」につきましては、継続した推進体制を確立する中、継続したサポート等を行ってまいります。

4つ目の「意見書等の提出並びに情報伝達活動等の実践」につきましては、法に定められている行政機関(山梨県・甲府市)への意見書を提出するほか、農業・農政情報を農業委員会だよりやホームページを活用し、広く伝達してまいります。

最後の5つ目といたしまして、「その他農業委員会業務の推進並びに充実」につきましては、(1)一人年間1か所の遊休農地の解消を強力に進める、など6つの目標を掲げ、取り組んでまいります。

引き続き、資料の3ページ、議案第7号「令和7年度甲府市農業委員会年間事業計画」をご覧ください。

こちらの事業計画におきましても、今年度とほぼ内容は同様となっておりますが、今年度と違う所は、令和8年度には、「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」の改選年度にあたりますことから、その改選に向けた準備段階といたしまして、まず9月をご覧ください。ポチの3つ目にある、制度検討委員会を開催し、次期委員改選に向けた各地区の委員定数等について、協議を行っていきたくと考えております。また、11月であります。裏面4ページの上から2行目、「次期農業委員・農地利用最適化推進委員募集案内(案)」を作成いたします。また2月になりますが、ポチの最後、次期農業委員・最適化推進委員の公募を、概ね「2月中旬～3月上旬」にかけて公募を募ってまいります。その公募・推薦を受けまして、3月になりますが、選考委員会を開催いたしまして、次期、農業委員、及び最適化推進委員さんを決定してまいります。

なお、補足でございますが、農業委員におきましては、甲府市が公募・委嘱を行い、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が公募・委嘱を行うこととなります。

最後の「その他」であります。こちらは都度、委員さんをお願いする活動や研修等となります。

引き続き、資料10ページの「令和7年度農業委員会定例総会日程」をご覧ください。こちらは、来年度の定例総会日程表でございます。

定例総会の開催日でございますが、原則として、月末の1日前を設定しております。

なお、4月におきましては、本来であれば28日(月)となりますが、その週よりゴールデンウィークとなることから、その1日前の4月25日(金)を設定いたしました。また、来年3月につきましては、職員の異動時期と重なることから3月26日(木)を設定させていただきました。また、これまでの日程表には、開催場所の記載がありませんでしたが、開催場所を記載し次回の開催場所が分かるようにいたしました。議案発送日でございますが、会則に基づき、原則として、総会開催の3日前までにお手元に届くよう発送してまいります。なお、今年度は、公民館予約の関係で、東公民館での開催が3回ございますので、よろしく願いいたします。

表の欄外の注と記してある箇所をご覧ください。

最適化推進委員さんの出席につきましては、備考の丸印を参照してください。招集する場合には、改めて通知をさせていただきます。

なお、8月と1月は定例総会后、懇親会、新年会を予定しております。また、8月は互助会の総会も予定しておりますので、よろしく願いいたします。

丸の一番下でございますが、天候やその他、突発的な行事等により開催場所や開催時刻が変更となる場合がございます。あらかじめご了承をいただきますようお願いいたします。なお、その際は事前に通知、または電話にてご連絡させていただきます。

続きまして、11ページの「令和7年度農地調査日程」をご覧ください。

こちらは、来年度の農地調査の日程表となります。

こちらは、原則、申請の締め切り(概ね毎月8日となりますが)その、なか2日空けての開催を原則としております。なお、8月につきましては、お盆ということを鑑み、今年度と同じく、初日を8月14日(木)とさせていただきます。

以上、雑駁な説明となりましたが、「議案第6号」及び「議案第7号」並びに「報告第7号」の説明とさせていただきます。

○(柿嶋会長)

事務局からの説明が終わりました。

こちら事前のご質問はありませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見・質問無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第6号「令和7年度活動基本目標」、並びに議案第7号「令和7年度年間事業計画」の2案について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、2案につきましては、

決定してまいります。

なお、報告第7号「定例総会日程、農地調査日程」については、変更になる場合は、事務局より連絡がありますが、ない場合は、この日程の通り実施することといたします。

次に、議案第8号「令和7年度最適化活動の目標」について、審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

別冊の7ページから9ページの別紙様式1をご覧ください。この最適化活動の目標の設定等につきましては、国から通知された「農業委員会による最適化活動の推進等について」及び「農業委員会等に関する法律第37条」に基づき、令和7年度の目標を設定し、全国農業会議所のホームページにて公表するものです。

次に5ページをご覧ください。こちらが、本日審議していただく「議案書8号」となり、先ほどの別紙様式1から令和7年度の最適化活動の目標値について要約したものととなります。

① 最適化活動の成果目標をご確認ください。

(1) 農地の集積として①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。この目標数値については、令和14年までの甲府市の集積率66%の目標を達成するために必要な数値を記載しており、課題については昨年度の「農地の不形成や傾斜地などの立地条件」の部分を「遊休農地の増加」へ変更しました。集積面積については昨年度の数字を記載していますが、山梨県により3月末の集積面積を確定した後に最新の数字に修正して公表いたします。

次に、(2)、遊休農地の解消として、①で現状及び課題を、②で目標を記載してあります。現状の面積については、令和6年度に実施した利用状況調査の実績面積が記載されており、課題については昨年度と変更ありません。

(3)、新規参入の促進として、課題と目標を記載しております。課題については、昨年度と変更はありません。

目標の新規参入者の促進面積については、令和2年度から令和4年度の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき権利移動した数値の3か年平均面積の1割以上の数値としているため、3か年平均面積49.2haの1割分となる4.92haを目標数値としています。

続いて、②最適化活動の活動目標では、(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、1人当たり月10日が記載されています。

令和7年度の活動日数の実績について、月10日を達成する見込みがないため、昨年と同様の目標とします。

次の(2)、活動強化月間の設定目標については、年3か月以上の最適化活動強化月間を設定することとされていることから、令和7年度は令和6年度と同様に12月から2月の3か月を「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の3件を設定させていただきました。

最後に、(3)、新規参入相談会への参加の目標設定に当たっては、例年、山梨県が

8月に開催する「山梨就農支援センター新規就農相談会」に2名の委員（農業委員会会長、最適化推進委員長）に参加いただくよう記載してあり、昨年度と変更ありません。

なお、参考資料として6ページに、令和7年度の地区ごとの集積目標と遊休農地の解消面積の目標値を載せております。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いします。

○（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

何かご質問がありましたらお願いいたします。

○（小松委員）

新規就農者について、農地を借りることができるが作業所を確保することが困難である。他都市では空き家等を利用して、作業所として利用できる自治体もある。甲府市ではその事について何か取り組みはありますか。

○事務局（山本事務局長）

就農支援課等に聞いて、次の総会（4/25）の時に報告したいと思います。

○（柿嶋会長）

そのほか、ご意見等ないようですので、採決をいたします。

議案第8号「令和7年度最適化活動の目標」について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の賛成をいただきましたので、議案第8号については決定してまいります。

これより追加議案に入ります。議案第9号「甲府市農業委員会の委員の補充について」を議題といたします。事務局より説明してください。

○事務局（長澤係長）

それでは、A4版の1枚紙でございますが、追加議案といたしまして「議案第9号」甲府市農業委員会の委員の補充について、ご説明申し上げます。

議席番号9番の「亀井智」委員が逝去され、甲府市農業委員の条例定数19名に対し、18名と現在、1名の欠員が生じている状況であります。

議案書の提案理由にもあるとおり、農業委員会の欠員補充については、法令等において明確な規定はありませんが、農林水産省から示されている留意事項においては、「欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務・業務を適切に処理できなくなった場合は、農業委員を任命することが適当である」との通例があることから、本総会に

において委員の皆様の総意を確認するため、この案件を提出させていただきました。

また、今後、委員を補充する場合のスケジュールにつきまして、併せてご説明いたします。

農業委員の任命につきましては、「農業委員会等に関する法律施行規則」に基づき、概ね1か月間の募集を募ったあと、市長の諮問に応じ、有識者等による選考委員会の選考後、市議会の同意を得て任命されることとなります。

直近では、6月定例会市議会となりますが、以上のことを鑑みますと、日程的に大変過密なスケジュールとなることから、実質は9月の定例会市議会にて同意を得て、10月に任命となり、残任期間は、来年7月末までの10か月となります。以上のことを踏まえまして、ご協議いただきますよう、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○事務局（山本事務局長）

追加して説明します。亀井様のご逝去され農業委員に欠員が生じますが、事務に支障が無いと考えますので、残りの任期（1年4か月）を兼務していただきたいと思っております。兼務していただく委員を4月11日の南ブロック会議の時に決めていただきたいと思っております。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございますか。

《 質疑なし 》

質疑等、無いようですので、質疑を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、委員の補充は行わず、現行の委員で残任期相田の所掌業務を行うことに、ご異議ございませんか。

《 異議なし 》

ご異議なしと認めます。よって委員の補充は行わず、現行の委員で残任期間の所掌業務を行うことに決定します。なお、当該地区の兼務する担当につきましては、次回の4月定例会総会で報告をお願いいたします。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、皆様より何かありましたらお願いいたします。

《 意見・質問無し 》

無いようですので、以上をもちまして、3月定例会総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 2 0 分 閉会